

令和4年度 川西市立北陵小学校いじめ防止基本方針

川西市立北陵小学校

令和3年12月15日 改定

1 本校の教育方針

学校教育目標

自ら考え、支え合い、高め合う子ども

- ・「よく考える子」～主体的に学び続ける子～
- ・「なかのよい子」～人を大切にできる心をもった子～
- ・「たくましい子」～心身ともに健康で元気な子～

2 基本的な考え方

法律上のいじめ

- ・一定の人的関係がある
- ・心身の苦痛を感じている
- ・心理的、物理的な影響がある

社会通念上のいじめ

- ・力の差
- ・意図的
- ・継続的

「悪質ないじめ」で誰もが重篤な事態と認識するであろう深刻な事案

いじめは「人として決して許されない行為」であるが、上図に示したように法律上で定められていることから、人としてのかかわりの中で起こり得るもので、「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」ことを教育に携わる者すべてが改めて認識し、教育委員会、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組まなければならない。いじめの問題に取り組むためには、まず教職員が「いじめ」について共通理解し、いじめ対応に協働実践することが大切である。上図に示したように、法律上のいじめは広範なものであることを認識し、事案の内容を精査する中で日常のトラブルに起因する事案か、悪質ないじめであると判断できる深刻な事案か、学校が組織としてしっかり見定め対応することが肝要である。しかし、「いじめ」のみならず、「心身の苦痛を感じている」すべての児童生徒への対応を念頭に取り組むことが重要であり、そのうえで、教育目標に基づき「いじめを生まない土壌づくり」と「いじめが起こった時の組織的な対応」を実践する。

3 学校におけるいじめの防止等の組織、指導体制等

(1) いじめ対応のための組織について

①いじめ防止チームについて

本校では、いじめの未然防止・再発防止に取り組むため、子どもの「居場所づくり」や、子ども同士の「絆づくり」を重視し、異学年集団を単位とするファミリー活動や委員会活動などの特別活動、充実した学校生活を送るため「わかる授業」の創造、いじめを生まない学校風土の醸成を目指した人権教育の充実や規律のある学校生活づくり、の3点に努めている。これらを実効的に推進するため、学校教育目標に応じた組織として、平時から「いじめ防止チーム」を置く。

<いじめ防止チームの構成員>

校長・教頭・生活指導部・人権教育部・研修部・特別活動部
行事委員会（コミュニティースクール担当を含む）
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

②いじめ対応チームについて

いじめ（の疑いのある）事案が発生した際に、平時のいじめ防止チームに、当該児童に関わりの深い教職員等を加えた「いじめ対応チーム」を結成し、早期対応等の実効的な措置を講じる。

(2) 日常の指導体制について（別紙1）

①いじめ防止チームの役割について（未然防止・早期発見・再発防止）

ア いじめを生まない環境づくりの推進

→特別活動部を中心とした取り組みとして、ファミリー活動、委員会活動を推進する。また、児童が他者を理解し、自他共に心身の苦痛を感じることがなくなるよう、人権教育部や生活指導部を中心に、児童間の「絆づくり」や「居場所づくり」を推進する。

イ 学年や学校全体での授業研究による、わかる授業の創造

→児童にとってわかる授業、楽しい授業を目指して、研修部を中心に授業を交流し、研究授業などを通して、授業の改善に努める。

ウ コミュニティースクールとして、地域に開かれた学校づくり

→様々な教育活動において、地域学校協働活動を推進し、地域や保護者と一緒に子どもを育てていく「地域とともにある学校」を目指す。協働活動を通じて得た意見や学校運営協議会での情報共有を元に、学校運営の改善を目指す。

エ 日々の生活の中で「心身の苦痛を感じている」児童の苦痛を取り除くための組織

的な対応

→生活アンケートを各学期1回行い、その結果を元に、一人ひとりと教育相談を実施し、児童の悩みの早期発見を目指す。また、個人懇談や保護者向け教育相談日を設け、保護者の児童に対する悩みや相談を聞くことができる機会を増やす。

オ 具体的で実効性のある校内研修会の実施

→スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた専門家による研修の実施や、特別支援教育研修及び人権教育研修での児童理解、職員会議での児童の情報共有を行う。

カ 児童や保護者、地域への具体的な情報提供、意識啓発（児童だけではなく、保護者や地域を含めた集会等）

→県警サイバー犯罪課など専門家の講演や、青少年育成市民会議や補導委員会での情報交流、学校運営協議会の開催等

②いじめ対応チームの役割について（初期対応・再発防止）

ア いじめ（またはその疑いのある行為等）を認知した際、まずは被害者と思われる児童の安全を確保した上で、拙速な「指導」を行う前に児童の人間関係や周囲の状況等を十分に調査し、そのいじめが重大事態につながりかねない「悪質ないじめ」で緊急に対応を要する事案であるのか、日常生活のトラブルの延長線上にある事案なのか等について判断する。

イ いじめ事案に関係する児童の背景や人間関係を整理した後、どのように対応していくか方針を決定する。

ウ いじめ事案の事実関係の調査や、関係児童の人間関係の整理を行う。

エ いじめ事案解決に向け、関係児童に対して指導・説諭を行う。

オ いじめ再発防止について、関係児童・保護者への対応、説明を行う。

カ いじめ事案の関係児童に対して心理的ケアや生活面での支援が必要と判断される場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協力し対応に当たる。

(3) ネット上いじめへの対応（別紙2）

児童1人1台タブレットを使用するに至った状況をふまえ、インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。

未然防止には、児童が保有しているスマートフォン・携帯電話等を利用する上で、保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発し、情報モラルに関する授業を進めていく必要がある。「ネット上のいじめ」の早期発見には、児童が発するサインを見逃さないようにし、児童及び保護者から相談等があった場合、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

4 重大事態への対応

重大事態とは、大きく分けて2通りある。1つは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」で、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている児童の状態を判断する。

もう1つは「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断をする。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となり、いじめ対応チームを母体とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

ア、いじめの解消の要件

いじめが解消している状態とは、少なくとも①、②の2つの要件を満たしていること。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは、少なくとも3か月間を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

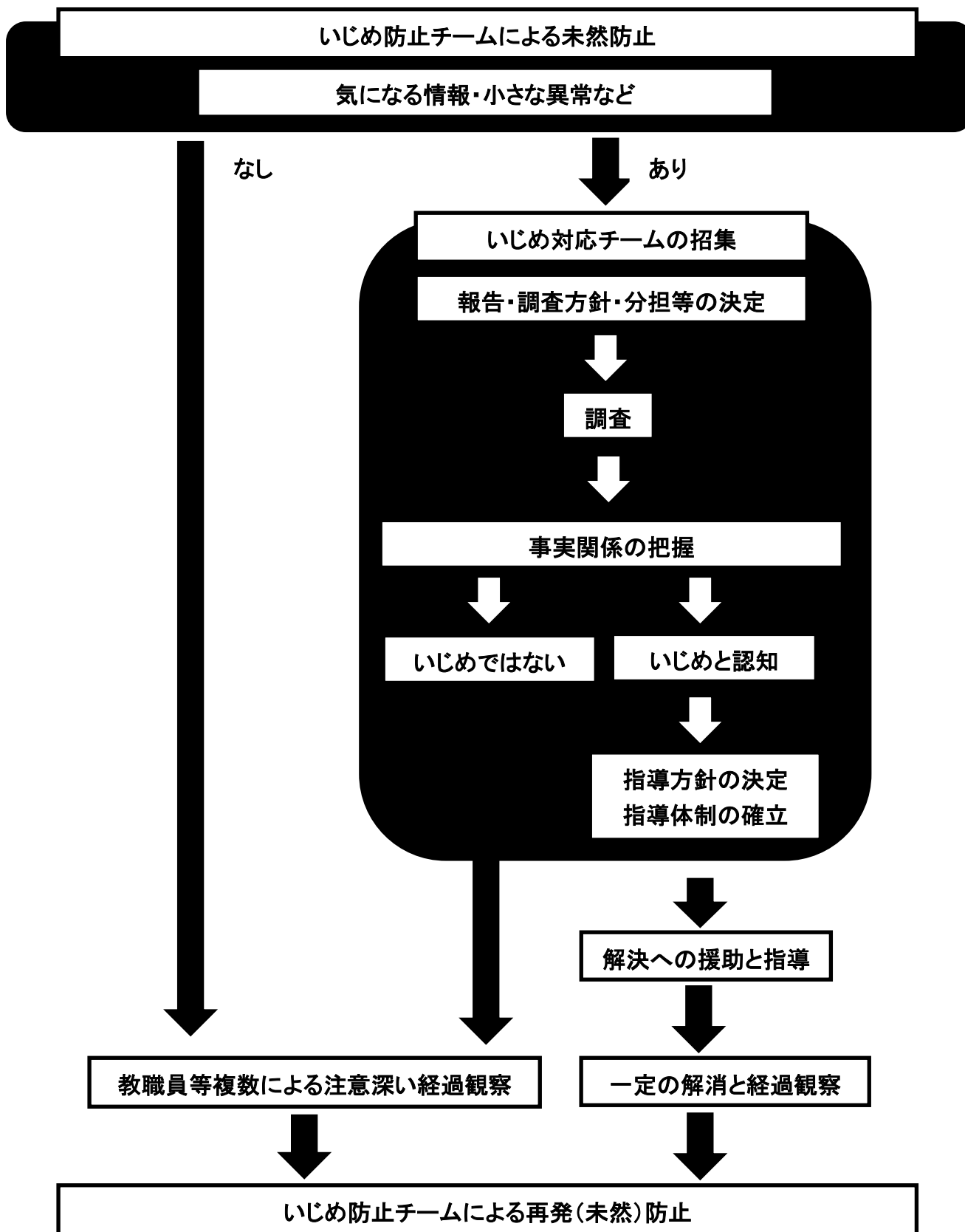
イ、特に配慮を要する児童生徒への対応について

- ① 発達障害を含む障害のある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導や必要な支援を行う。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国籍を有する等の児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童保護者等の外国人児童生徒に関する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り必要な支援をする。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応を周知する。
- ④ 東日本大震災等により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行うこと。

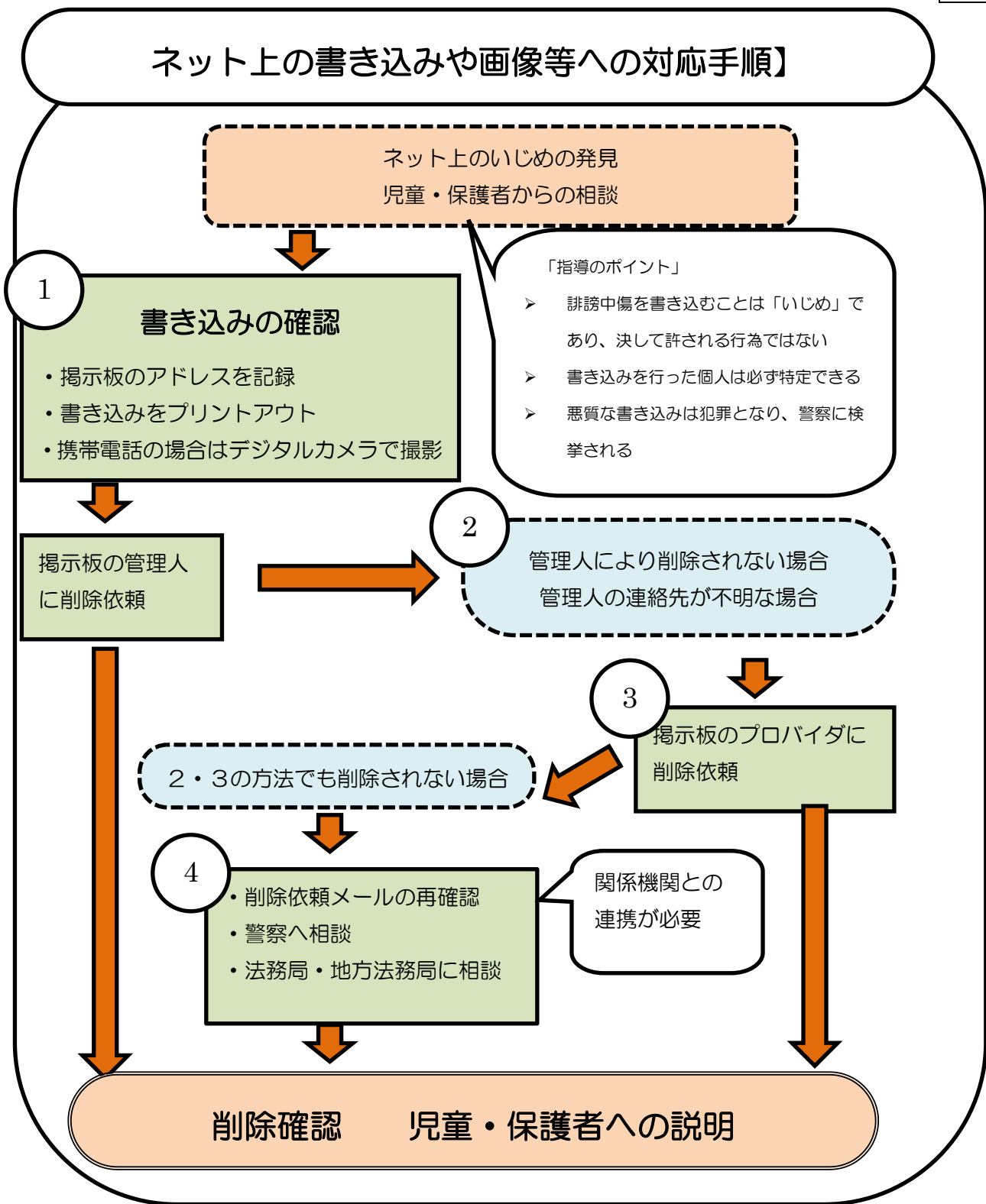
6 その他の事項

本校は、誰からも信頼される学校を目指して、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止についても、保護者・地域と共に取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校運営協議会や保護者懇談会、家庭訪問等を通じて保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止チーム等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際して、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校評価や学校運営協議会にて検証し、保護者や地域など様々な視点を取り入れたいじめ防止基本方針になるよう留意する。



ネット上の書き込みや画像等への対応手順



【附則】

令和3年12月15日 策定

- ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>
- 兵庫県警察サイバー犯罪対策課
<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>